

農業委員会委員選挙人名簿の 登載申請について

農業委員会委員の選挙人名簿を、毎年1月1日現在で作成しています。

この名簿は、農業委員選出に係る選挙資格を登録するもので、農家からの申請に基づき資格調査が行われます。

資格要件を満たす方は、平成26年1月10日までに申請書を提出してください。

※現委員の任期は平成23年7月20日から平成26年7月19日です。

【資格要件】

平成26年1月1日現在で鏡野町に住所を有し、満20歳以上（平成6年4月1日以前に生まれた人）で、次のいずれかに該当すること。

(1) 10アール（1,000㎡）以上の農地を耕作している人

(2) (1) の同居の親族又はその配偶者で、耕作従事日数が年間おおむね60日以上の人

※会社等にお勤めの方でも(1)(2)に該当する場合は資格があります。

【申請書の提出方法】

申請書は12月上旬に郵送いたします。必要事項をご記入の上、同封の返信用封筒（料金受取人払い）で、お近くのポストに投函してください。

平成26年1月10日必着

12月7日までに申請書が届かないときは、農業委員会事務局（54-2987）へお問い合わせください。

e-Taxならこんなにいいこと

- ・国税庁ホームページから電子申告
- ・添付書類の提出を省略
- ・還付がスピーディー



詳しくは、
e-Taxホームページを
ご覧ください

www.e-tax.nta.go.jp

記帳・帳簿等の 保存制度の対象者拡大

平成26年1月から個人で事業（農業を含む）や不動産貸付等を行う全ての方について、記帳と帳簿等の保存が必要となります。



広島国税局キャラクター
広島主税(ちから)くん

税務署では、記帳・帳簿等の保存制度の概要や記帳の仕方等を説明する「記帳説明会」を実施しています。

※説明会への出席を希望される方は、最寄りの税務署までお問い合わせください。

詳しくは **国税庁** で **検索**

※「個人で事業を行っている方の帳簿の
記載・記録の保存について」をご覧ください。